

不動産所有者等がテナントの賃料支払いを減免・猶予した場合の支援策について

新型コロナウイルス感染症の影響により、飲食店をはじめとする取引先において、入居するビル等の賃料の支払いが困難となる事案が生じているところ。こうした取引先に対し、不動産を賃貸する所有者等が賃料を减免・猶予した場合、状況に応じて以下の場合の支援策が活用できる。

賃料減免・
猶予の依頼



(1)
税・社会
保険料の
納付猶予

① 賃料の
支払いを
猶予した
場合

(2)
固定資産税
都市計画税
の減免

② 取引先に
対して賃料
を減免
した場合

○ 法人・個人が行った賃料の減額が、例えば、次の条件を満たすものであれば、その減額した分については、損金として算入可能とする。

- 新型コロナウイルス感染症により、税・社会保険料を一時に納付することが困難な場合は、申請することにより、原則として1年間、納付が猶予される（延滞税（延滞金）は軽減）。
- なお、令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納定期限が到来する税・社会保険料については、新型コロナウイルスの影響により事業等に係る収入に相当の減少があつた場合において、一時に納付することが困難と認められるとときは、無担保・延滞税（延滞金）なく、1年間納付を猶予することができるようになる（関係法令の成立が前提）。この場合、不動産所有者等がテナント等の賃料支払いを減免した場合や、税・社会保険料の納付期限において賃料支払いを猶予中の場合も収入の減少として扱われることなる見込み。
- 中小事業者の保有する設備や事業用建物の2021年度の固定資産税及び都市計画税を、売上の減少幅に応じ、ゼロまたは1／2とする。（関係法令の成立が前提）（2020年2～10月の任意の3ヶ月の売上が前年同期比30%以上50%未満減少した場合は1／2に軽減し、50%以上減少した場合は全額を免除する。）この場合、不動産所有者等がテナント等の賃料支払いを減免した場合や、書面等により賃料支払いを猶予した場合も収入の減少として扱われることとなる見込み。
- 法人・個人が行った賃料の減額が、例えば、次の条件を満たすものであれば、その減額した分については、損金として算入可能とする。

(3)
免除による
損害の額の
損金算入

- ① 取引先等において、新型コロナウイルス感染症に関連して収入が減少し、事業継続が困難などなったこと、又は困難となるおそれがあること
 - ② 賃料の減額が、取引先等の復旧支援（営業継続や雇用確保など）を目的としたものであり、そのことが書面などにより確認できること
 - ③ 賃料の減額が、取引先等において被害が生じた後、相当の期間（通常の営業活動を再開するための復旧過程にある期間）内に行われたものであること
- （※ 既に行った賃料の減免を行う場合についても、同様とする。）